

「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行及び防じんマスクの規格の適用について」の  
対応方針に関する検定申請手続きについて

平成 30 年 6 月 28 日  
公益社団法人 産業安全技術協会  
検定部長

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の検定業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。当該型式検定の実施に関して、機械等検定規則及び基発 0426 第 4 号の一部について当協会から厚生労働省に問い合わせ、確認した事項につきまして、「対応方針」として平成 30 年 5 月 22 日付けでお知らせ致したところです。

合格標章の大きさの変更に係わる検定申請手続きにつきましては下記に示す解釈で検定申請の受付を致しますので確認いただきますようよろしくお願いいたします。

また、合格標章の表示につきましては不明確な箇所が含まれているため表示方法の解釈に多少の差が生じていること勘案し統一見解として合格標章の表示例を参考資料として図に示しましたので確認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請者様におかれましては、引き続き当協会の検定業務にご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 新規検定申請

性能への影響の有無を明確にする上で、型式の構造に係わらず“標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”を記載します。

2. 更新検定申請

(1) 変更のない通常の変更

- 1) 合格標章の大きさが省令第 61 号に適合し、表示が性能に影響を及ぼす可能性がないと確認できる。【図面変更はありません。】
- 2) 合格標章の大きさが省令第 61 号に適合しない表示が含まれているが、表示が性能に影響を及ぼす可能性がないと確認できる場合は、図面に記載されている不適切な表示方法（貼付、一部の大きさ等）を削除します。【図面変更が必要です。】

- 3) 合格標章の大きさが省令第 61 号に適合しているが、表示が性能に影響を及ぼす可能性がないと確認できない場合（標章を大きくすることによって吸気箇所の一部を塞ぐ、通気面積が小さくなる等）は、図面に“標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”を追記します。【図面変更が必要です。】

(2) 変更のある更新検定

- 1) 合格標章の大きさが省令第 61 号に適合しない表示が含まれており、表示が性能に影響を及ぼす可能性がないと確認できない場合は、サイズの変更及び“標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”を図面に記載します。【図面変更が必要です。】
- 2) 合格標章の大きさが省令第 61 号に適合しない場合は、表示が性能に影響を及ぼす可能性の有無に係わらず省令第 61 号に基づいて図面を変更し、“標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”を図面に記載します。【図面変更が必要です。】

- ※1 上記以外で省令第 61 号に基づいて表示方法を見直しする場合、及び又は新たに表示方法等の付随条項を追記する場合は、図面の変更が生じるため（省令第 61 号に基づいて図面を変更、追加条項及び“標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”の記載）当協会の手続きに従って変更のある更新検定として取扱います。
- ※2 申請図面に記載されている合格標章が平成 30 年 4 月 25 日付け厚生労働省令第 61 号に基づいた合格標章に適合しない型式については経過措置による一時的対応であるため何れかの機会(例えば更新時)に変更をすることをお願い致します。

検定申請手続き早見表

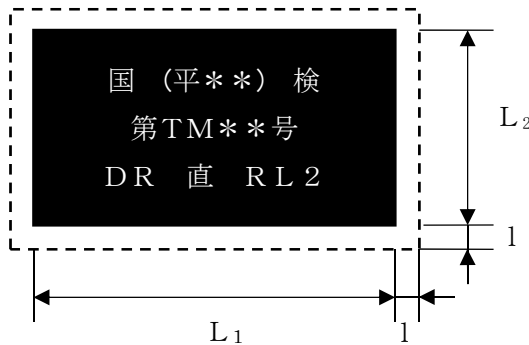
合格標章の表示と状況	マスク等の性能への影響の程度	更新の手続き	更新に伴う措置（図面の変更）
省令 61 号に適合している	性能に影響を及ぼす可能性がない	(1) 1)のパターン： 通常の更新	図面変更の必要なし
	性能に影響を及ぼす可能性がある	(1) 3)のパターン： 通常の更新	図面変更の必要あり （“標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”を追記する）
省令 61 号に適合しない表示が含まれている	性能に影響を及ぼす可能性がない	(1) 2)のパターン： 通常の更新	図面変更の必要あり （省令 61 号の適合範囲に訂正する）
	性能に影響を及ぼす可能性がある	(2) 1)のパターン： 変更のある更新	図面変更の必要あり （省令 61 号に基づいて訂正し、“標章の数、大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”を追記する。）
省令 61 号に適合していない	性能に影響を及ぼす可能性がない	(2) 2)のパターン： 変更のある更新	図面変更の必要あり （省令 61 号に基づいて訂正し、“標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”を追記する。）
	性能に影響を及ぼす可能性がある	(2) 2)のパターン： 変更のある更新	図面変更の必要あり （省令 61 号に基づいて訂正し、“標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”を追記する。）

呼吸用保護具に対する型式検定合格標章の表示例について

様式第 11 号(3) (甲) (第 14 条関係)

1. 防じんマスク

1. 1 吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスクの場合



L1 : 16mm 以上

L2 : 10mm 以上

1 : 0.1mm 以上

1mm 以下

地 色 : 黒色

使い捨て式で直接表示の場合

地色は面体の色、面体が黒の場合は黒

字、縁 : 白色又は銀色

使い捨て式で直接表示の場合

面体が黒の場合は別の色、

面体が黒以外の場合は黒

※ 検定申請書類で上記のように標章を記載する場合、縁の外周を示す破線は境界線であり、表示に含まないものと解釈する。(以下同様)

○貼付する場合

破線部が切り取りとなる。

○台紙を用いて貼付する場合

台紙が白地の例

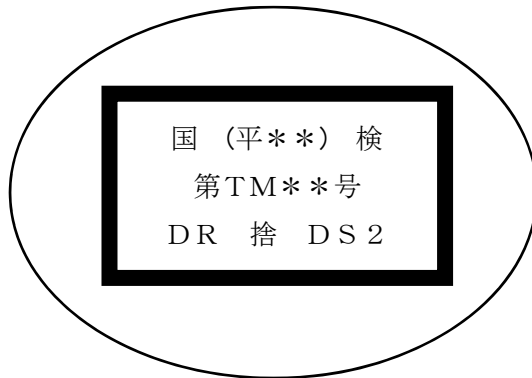


台紙が白地以外の例



○使い捨て式防じんマスクに直接表示を行う場合

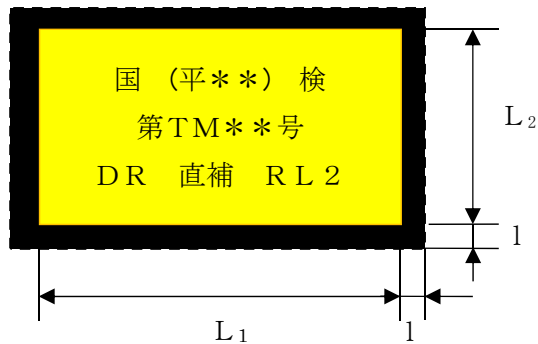
面体が白地の例



面体が黒の場合



1. 2 吸気補助具付き防じんマスクの場合



L1 : 16mm 以上

L2 : 10mm 以上

1 : 0.1mm 以上

1mm 以下

地 色 : 黄色又は淡黄色(金色を含む)

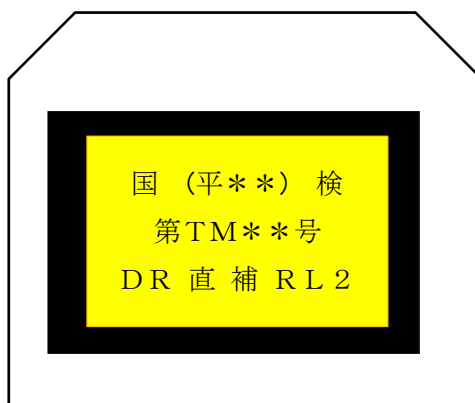
字、縁 : 黒色

○貼付する場合

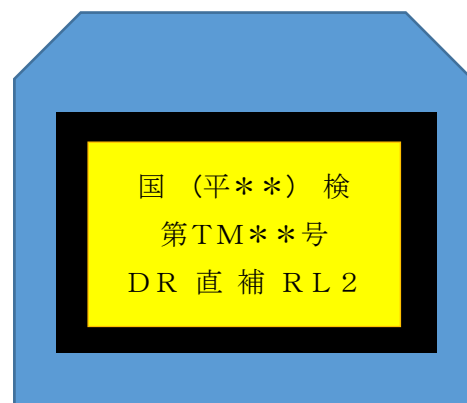
破線部が切り取りとなる。

○台紙を用いて貼付する場合

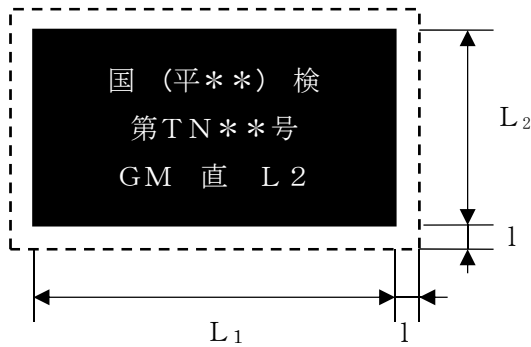
台紙が白地の例



台紙が白地以外の例

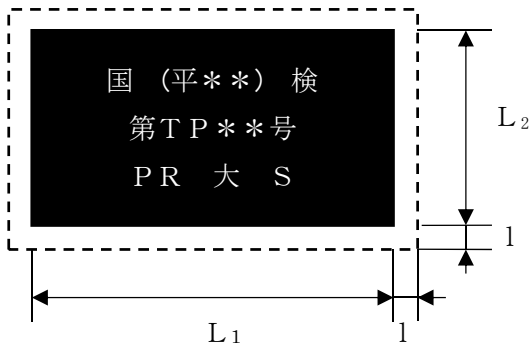


2. 防毒マスク



L1 : 16mm 以上  
 L2 : 10mm 以上  
 l : 0.1mm 以上  
 1mm 以下  
 地 色 : 黒色  
 字、縁 : 白色又は銀色

3. 電動ファン付き呼吸用保護具

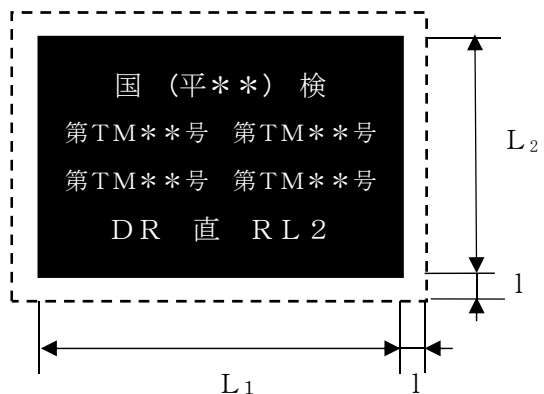


L1 : 16mm 以上  
 L2 : 10mm 以上  
 l : 0.1mm 以上  
 1mm 以下  
 地 色 : 黒色  
 字、縁 : 白色又は銀色

4. 複数の型式検定合格標章を表示すべき場合

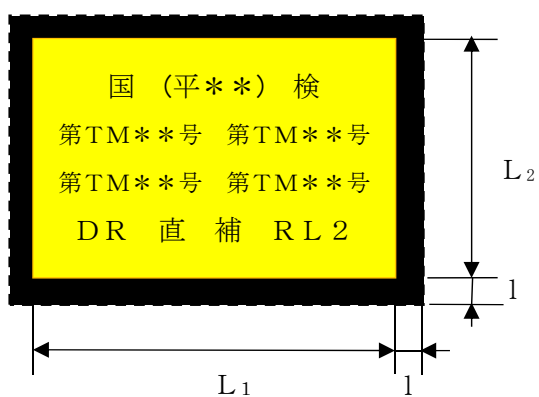
4. 1 型式検定合格番号を1つの合格標章に表示する場合（型式検定に合格した年、品名及び種類が同じである）

(1) 吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスクの場合



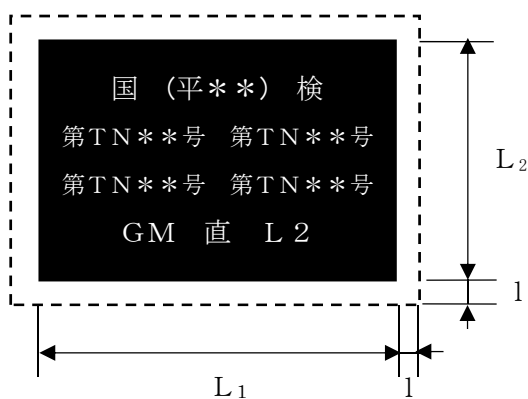
L1 : 16mm 以上  
 L2 : 10mm 以上  
 l : 0.1mm 以上  
 1mm 以下

(2) 吸気補助具付き防じんマスクの場合



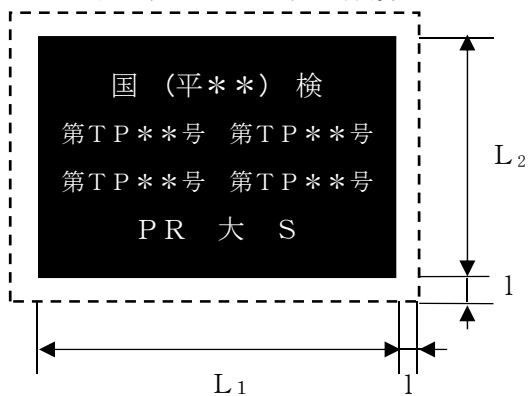
$L_1$  : 16mm 以上  
 $L_2$  : 10mm 以上  
 $l$  : 0.1mm 以上  
1mm 以下

(3) 防毒マスク



$L_1$  : 16mm 以上  
 $L_2$  : 10mm 以上  
 $l$  : 0.1mm 以上  
1mm 以下

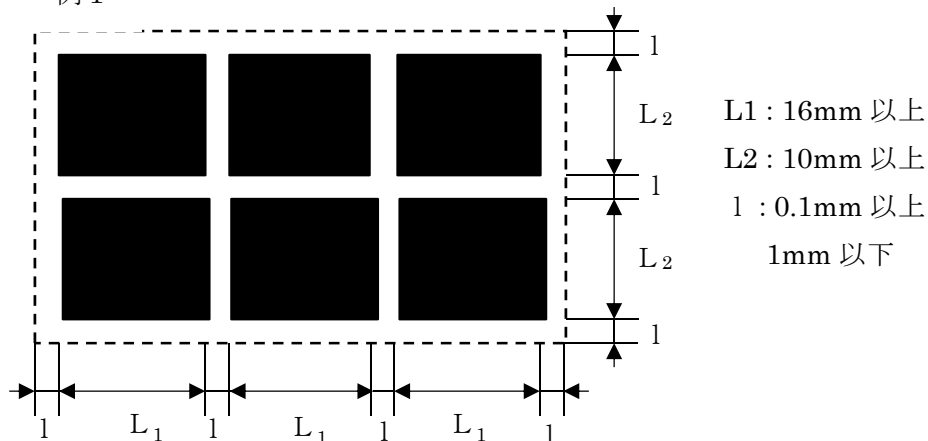
(4) 電動ファン付き呼吸用保護具



$L_1$  : 16mm 以上  
 $L_2$  : 10mm 以上  
 $l$  : 0.1mm 以上  
1mm 以下

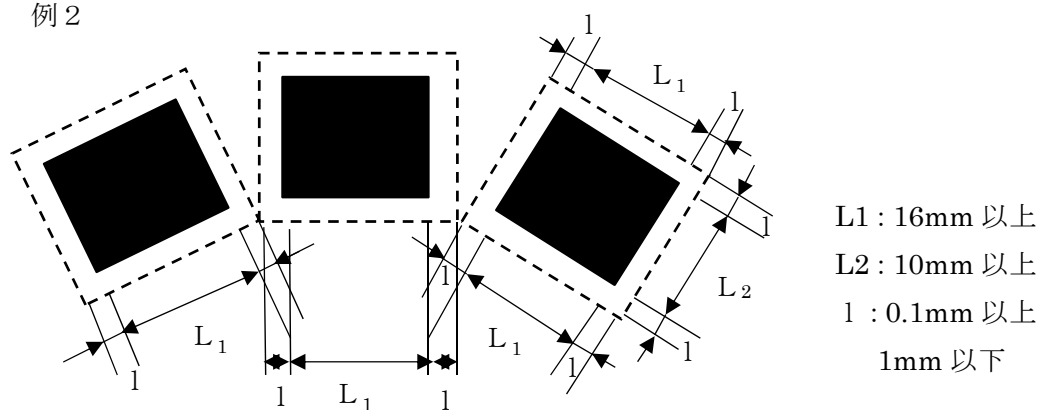
4. 2 2種類以上の型式合格標章を表示する場合

例1



上記のように複数の標章を表示する場合にあって、標章の縁が線として近接する場合は、機械等検定規則との寸法の整合の範囲内で、縁について共有できるものと解釈する。

例2

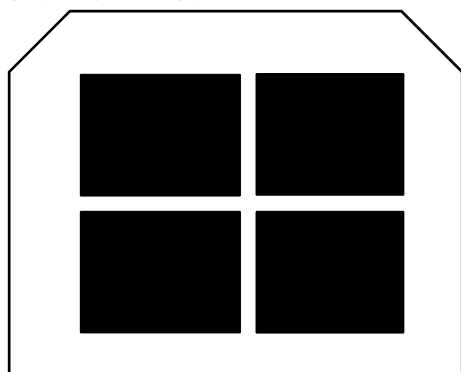


上記のように複数の標章を表示する場合にあって、標章の縁が線として近接しない場合は、機械等検定規則のとおり、縁についても標章の一部として含むものと解釈する。

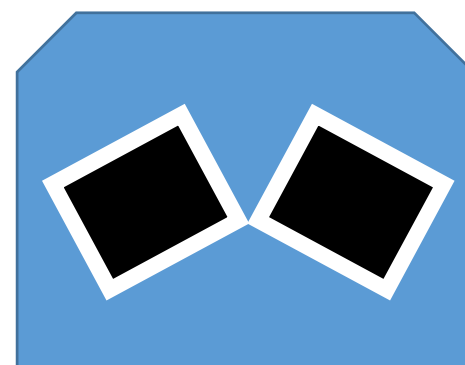
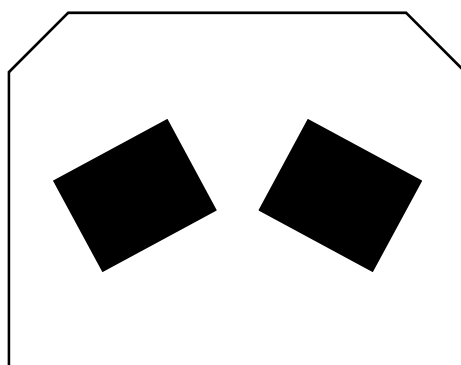
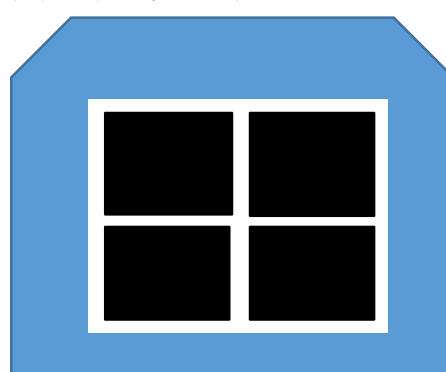


- 貼付する場合  
破線部が切り取りとなる。
- 台紙を用いて貼付する場合

台紙が白地の例



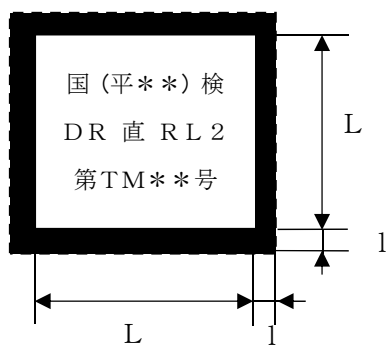
台紙が白地以外の例



様式第 11 号(3) (乙) (第 14 条関係)

1. 防じんマスク

1. 1 防じんマスクのろ過材の場合



L : 10mm 以上

l : 0.1mm 以上  
1mm 以下

地 色 : 白色又は銀色

直接表示の場合

当該部品 (ろ過材、ろ過材容器) と同じ色

字、縁 : 黒色

直接表示の場合

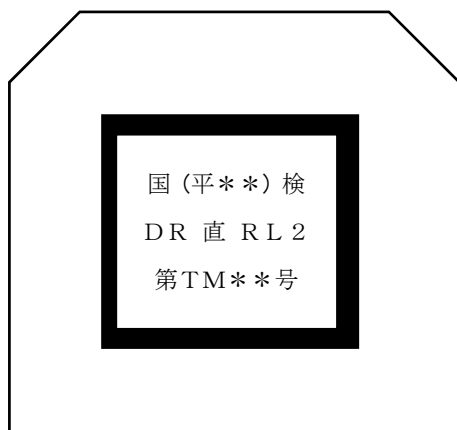
当該部品 (ろ過材、ろ過材容器) と別の色

○貼付する場合

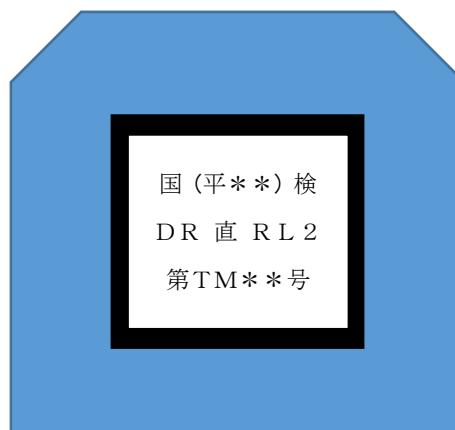
破線部が切り取りとなる。

○直接表示又は台紙の表示する場合

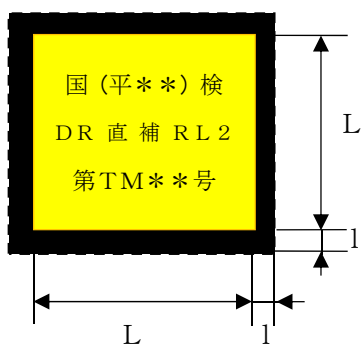
台紙が白地の例



台紙が白地以外の例



1. 2 吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具の場合 (分離可能な場合)



L : 10mm 以上

l : 0.1mm 以上  
1mm 以下

地 色 : 黄色

直接表示の場合

当該部品 (吸気補助具) と同じ色

字、縁 : 黒色

直接表示の場合

当該部品 (吸気補助具) と別の色

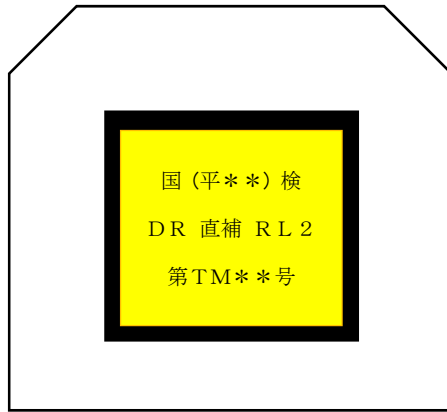
(「直補」の間のスペースはなくてもよい)

○貼付する場合

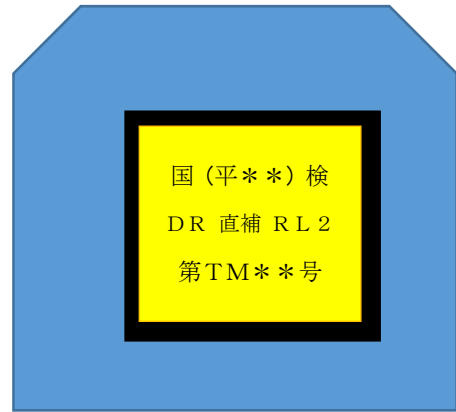
破線部が切り取りとなる。

○台紙を用いて貼付する場合

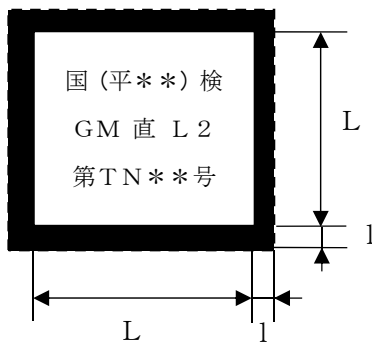
台紙が白地の例



台紙が白地以外の例



## 2. 防毒マスクの吸収缶及びろ過材（分離可能な場合）



L : 10mm 以上

l : 0.1mm 以上

1mm 以下

地 色 : 白色又は銀色

直接表示の場合

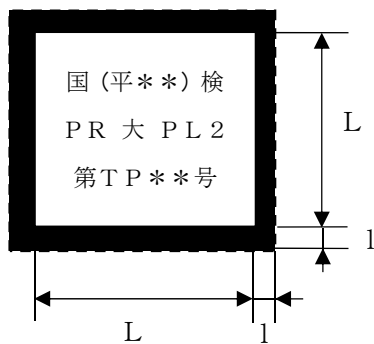
当該部品（吸収缶、ろ過材、ろ過材ケース）と同じ色

字、縁 : 黒色

直接表示の場合

当該部品（吸収缶、ろ過材、ろ過材ケース）と別の色

## 3. 電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材及び電動ファン（分離可能な場合）



L : 10mm 以上

l : 0.1mm 以上

1mm 以下

地 色 : 白色又は銀色

直接表示の場合

当該部品（ろ過材、ろ過材ケース）と同じ色

字、縁 : 黒色

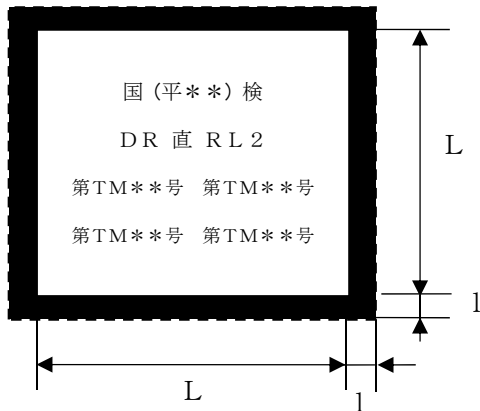
直接表示の場合

当該部品（ろ過材、ろ過材ケース）と別の色

4. 複数の型式検定合格標章を表示すべき場合

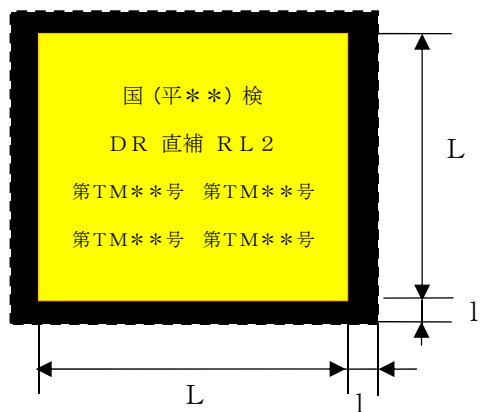
4. 1 型式検定合格番号を1つの合格標章に表示する場合（型式検定に合格した年、品名及び種類が同じである）

(1) 防じんマスクのろ過材の場合



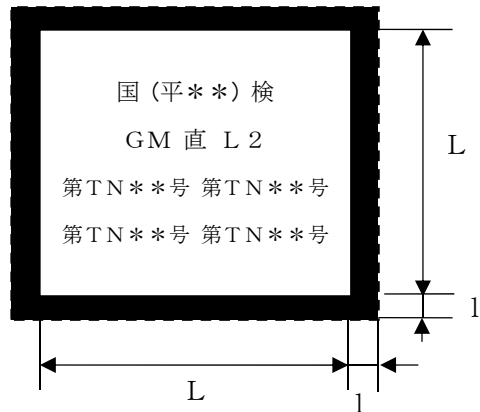
L : 10mm 以上  
l : 0.1mm 以上  
1mm 以下

(2) 吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具の場合（分離可能なもの）



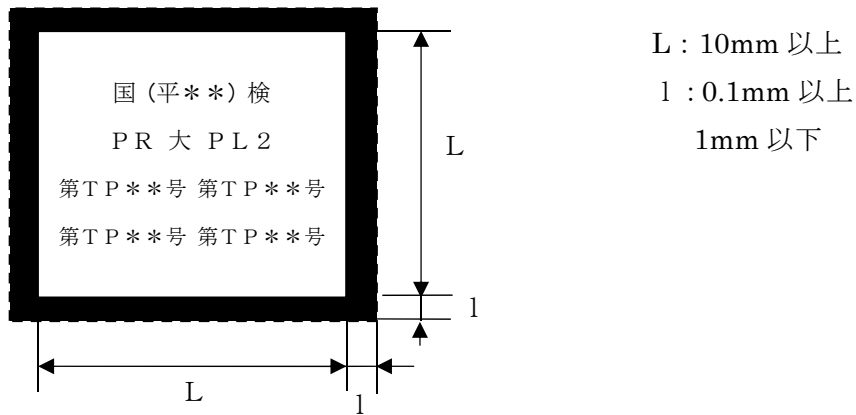
L : 10mm 以上  
l : 0.1mm 以上  
1mm 以下

(3) 防毒マスクの吸収缶及びろ過材（分離可能なもの）の場合



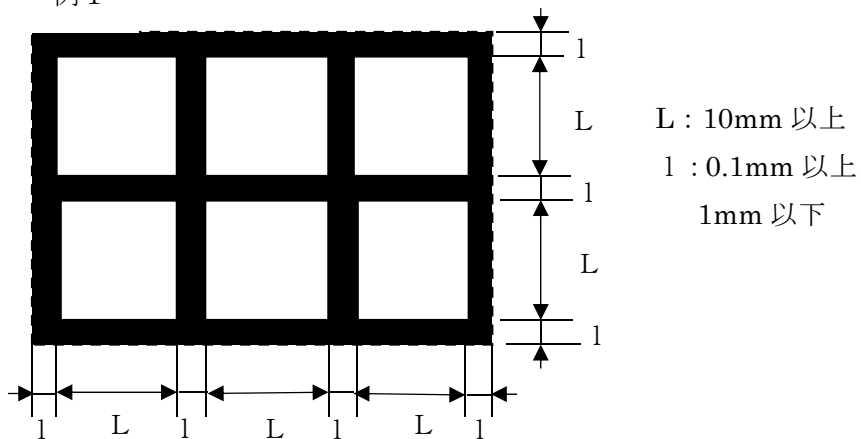
L : 10mm 以上  
l : 0.1mm 以上  
1mm 以下

(4) 電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材及び電動ファン（分離可能なもの）の場合



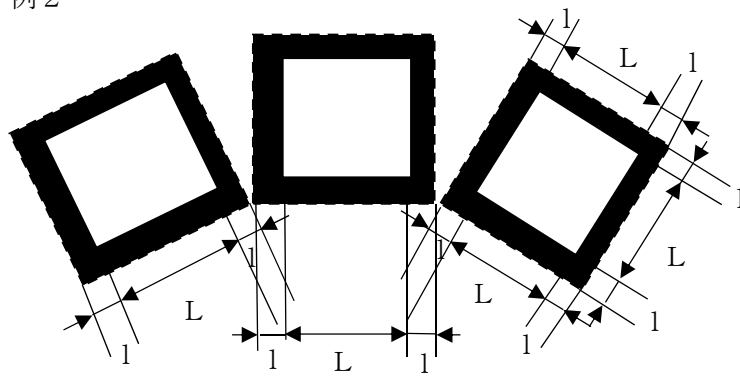
4. 2 2種類以上の型式合格標章を表示する場合

例1



上記のように複数の標章を表示する場合にあって、標章の縁が線として近接する場合は、機械等検定規則との寸法の整合の範囲内で、縁について共有できるものと解釈する。

例2



L : 10mm 以上  
l : 0.1mm 以上  
1mm 以下

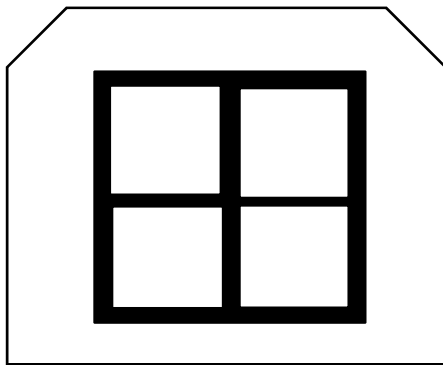
上記のように複数の標章を表示する場合にあって、標章の縁が線として近接しない場合は、機械等検定規則のとおり、縁についても標章の一部として含むものと解釈する。

○貼付する場合

破線部が切り取りとなる。

○台紙を用いて貼付する場合

台紙が白地の例



台紙が白地以外の例

